

日本企業のさらなるインド進出のため、次の措置を講じていただきたい。

<関税>

エアコン、タイヤの輸入禁止の撤廃

<基準認証>

デジタルカメラの輸入制限の撤廃

特殊鋼の輸入制限の撤廃

<税金、金融>

技術サービス料に対する 10%の源泉課税の廃止

インドからの送金時に求められる「居住者証明」提出の廃止

資金融通規制の緩和→インド国内子会社間での資金融通をみなし配当とされ、30%の源泉税が課されることの見直し。

<土地収用>

土地収用制度等の見直し（不動産登記制度の確立等）

<知財>

特許審査ハイウェイ（PPH）の適用拡大

<入札>

プロジェクトを単年度ではなく複数年度で評価いただきたい。

<環境>

プラスチック廃棄物規制について、連邦・州間で整合性を図ること。

<環境>

大気汚染対策

以 上